

# 社会福祉法人 見真会

## 役員・評議員・その他役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人見真会（以下「等法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」とする）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「その他役員」とする）の報酬等について定めたものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員及び評議員、その他役員に対しての報酬は無報酬とする。

### (費用弁償)

第3条 役員及び評議員、その他役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け会議または法人業務を行う場合、社会福祉法人見真会役員旅費・日当支給規程に基づき費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

### (改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則 1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。